

平成 24 検査事務年度検査基本方針（改正前）

- ・ 検査重点事項
- 2 . 金融円滑化の一層の推進
- (1) ~ (2) (略)
- (新設)

平成 24 検査事務年度検査基本方針（改正後）

- ・ 検査重点事項
- 2 . 金融円滑化の一層の推進
- (1) ~ (2) (略)
- (3) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進
 - 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客と向き合い、顧客の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果すべき役割を一層促していくことが求められている。
 - このため、金融機関における顧客の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況を踏まえ、金融機関による新規融資の積極的な取組みを促していく観点から、例えば、
 - ・ 新規融資（特に中小・零細企業等向け融資）について、どのような経営方針の下で積極的に取り組んでいるか、また、当該経営方針を営業の第一線に対してどのように周知徹底しているか、
 - ・ 今後期待される景気回復局面における新たな資金需要の見通しについて分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか、
 - ・ 資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てているか、
 - ・ 資金需要の掘り起しに当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分に把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか、仮に、謝絶する場合

平成 24 検査事務年度検査基本方針（改正前）

平成 24 検査事務年度検査基本方針（改正後）

- には、その理由を具体的に明示しているか、また、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資の相談・申込みを謝絶していないか、
- ・ 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮（販路開拓支援・海外進出支援等）を新規融資に結びつけるため、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資を行う際に、不動産担保や保証（信用保証協会保証、個人保証）を求めるのは、どのような場合か、
 - ・ ABL（電子記録債権の活用を含む。）など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本金借入金の活用に当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資についてどのような審査基準に基づき審査を行っているか、特に、中小・零細企業等向け融資の審査に当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ スコアリングによる定量面（P/L、B/S）の審査に偏重することのないようにするため、具体的にどのような工夫（定性面の評価等）・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資に関する苦情・相談について、どのような態勢で対応しているか、
 - ・ 業績評価や人事評価に当たって、新規融資の取組みを勘案しているか、
 - ・ 新規融資の取組み、預貸率を含む金融機関のポートフォリオの状況等について、どのように分析し、情報開示を行っているか、
- 等について、重点的に検証する。